

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-1:2021

規格名：照明器具－第一部：安全性要求事項通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 二 条 第 1 項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	箇条 0 0.3 0.3.1	箇条 0 総則 0.3 一般的要求事項 0.3.1 照明器具は、通常の使用時に安全に機能し、人及び周囲に危険を引き起こさないように、設計及び製造をしなければならない。	
第 二 条 第 2 項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	■該当 □非該当	箇条 4 4.2 4.4 4.4.1 4.7 4.7.3 4.7.6	箇条 4 構造 4.2 交換可能構成部品 交換を意図した構成部品又は部分をもつ照明器具は、それらの構成部品又は部分の交換が容易に、かつ、安全性を損なうことなく行えるように十分なスペースがなければならない。 4.4 ランプソケット 4.4.1 器具一体化ランプソケットは、照明器具に組み込んだとき、該当するランプソケットの規格のランプの挿入中の安全性に関する要求事項に、適合しなければならない。 4.7 端子及び電源接続 4.7.3 電源コード用の端子は、ねじ、ナット又は同等の効果をもつ部品で適切な接続ができなければならない。 4.7.6 照明器具の電氣的接続を、多極差込みプラグ及びソケットで行うものでは、取付け又は保守・点検のときに、	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-1:2021

規格名：照明器具－第一部：安全性要求事項通則

					安全性を損なう接続が生じてはならない。	
第 三 条 第 1 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	箇条 4 4.21 4.21.1 4.21.2 4.21.3	箇条 4 構造 4.21 保護シールド 4.21.1 ハロゲン電球及びメタルハライドランプを用いる照明器具は、ランプの破裂の危険性があるため、保護シールドをもたなければならない。ハロゲン電球の場合は、保護シールドはガラス又は金網でなければならない。 4.21.2 ランプ収納室の部分は、ランプの破裂による破片で安全性を損なわないように設計しなければならない。 4.21.3 保護シールドを付けた照明器具の全ての開放部分は、埋込み形照明器具の背面を含めて、破裂したランプの破片が直接（直視方向に）照明器具から出てこないようになっていなければならない。	
第 三 条 第 2 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	■該当 □非該当	箇条 3 3.3 3.3.1 3.3.21	箇条 3 表示 3.3 追加情報 3.3.1 組合せ形照明器具においては、組み合わせて使用する部分の許容周囲温度、感電に対する保護の形式、又はじんあい、固形物及び水気の侵入に対する保護が基礎照明器具の基準を満たさない場合は、その旨を記載する。 3.3.21 非交換形光源及び使用者非交換形光源をもつ照明器具は、取扱説明書に「この照明器具の光源は交換できません」を記載しなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-1:2021

規格名：照明器具－第一部：安全性要求事項通則

第 四 条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	☒ 該当 ☐ 非該当	箇条 4 4.18 4.18.1 4.27B 箇条 12 12.3 12.3.0A	箇条 4 構造 4.18 耐食性 4.18.1 防滴形、防雨形等 照明器具の鉄製の部分は、照明器具の安全性を損なうようなさびが生じないように、適切に保護していなければならない。 4.27B 供用期間中の発煙、発火などの防止 LED 照明器具は、供用期間中に発煙、発火など火災に関連する故障が発生しないように設計しなければならない。 箇条 12 耐久性試験及び温度試験 12.3 耐久性試験 12.3.0A 一般 実用上の冷熱サイクルに相当する状態で、照明器具は、安全性を損なったり、又は早期に故障が発生してはならない。	
第 五 条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	☒ 該当 ☐ 非該当	箇条 4 4.13 4.13.4 箇条 9 9.2	箇条 4 構造 4.13 機械的強度 4.13.4 ラフサービス照明器具 ラフサービス照明器具は、固形物及び水気の侵入に対する保護等級が IP54 以上でなければならない。 箇条 9 じんあい、固形物及び水気の侵入に対する保護 9.2 じんあい、固形物及び水気の侵入に対する試験 照明器具の外郭は、じんあい、固形物及び水気の侵入に対	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-1:2021

規格名：照明器具－第一部：安全性要求事項通則

				9.3 9.3.0A	する照明器具の分類及び照明器具に表示した IP コードに適合する保護等級を備えなければならない。 9.3 耐湿試験 9.3.0A 一般 全ての照明器具は、通常使用状態で起こる湿度状態に耐えなければならない。	
第 六 条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	☒ 該当 ☐ 非該当	箇条 4 4.4 4.4.7 4.9 4.9.2 箇条 5 5.3 5.3.1 箇条 15 15.3 15.3.9	箇条 4 構造 4.4 ランプソケット 4.4.7 ラフサービス照明器具に組み込むランプソケット及び差込みプラグの絶縁部分は、耐トラッキング性の材料でなければならない。 4.9 絶縁ライニング（裏打ち）及びスリーブ 4.9.2 絶縁ライニング、スリーブ及び類似の部分は、適切な電氣的及び熱的強度をもたなければならない。 箇条 5 外部及び内部配線 5.3 内部配線 5.3.1 配線の絶縁は、正しく取り付け、電源に接続した状態で安全性を損なうことなく、それが受ける規定の温度に耐えることができる材料でなければならない。 箇条 15 ねじなし端子及び電氣的接続 15.3 一般的要求事項 15.3.9 端子及び接続器は、通常使用で起こる電氣的及び熱的ストレスに耐えなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-1:2021

規格名：照明器具－第一部：安全性要求事項通則

第 七 条 第 1 号	感電に対する 保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。	■該当 □非該当	箇条 4 4.7 4.7.1 4.10 4.10.1 4.29	箇条 4 構造 4.7 端子及び電源接続 4.7.1 クラス 0、クラス 0I、クラス I 及びクラス II の移動灯器具、並びにしばしば調節する定着灯器具では、電線又は電線接続用ねじが外れることによって金属部が充電部になることを防ぐために、適切な予防措置を講じなければならない。 4.10 二重絶縁及び強化絶縁 4.10.1 金属外郭クラス II 照明器具では、次の箇所の接触を効果的に防止していなければならない。 一 取付面と基礎絶縁だけで絶縁している部分との間 一 可触金属部分と基礎絶縁との間 4.29 非交換形光源をもつ照明器具 照明器具又は照明器具の部分を破壊することなく、充電部へ接触ができてはならない。	
第 七 条 第 2 号	感電に対する 保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	■該当 □非該当	箇条 7 7.2 7.2.1	箇条 7 保護接地 7.2 保護接地 7.2.1 クラス 0I 照明器具及びクラス I 照明器具では、設置した状態で、交換形光源若しくはスタータの交換のため、又は清掃のために開けたときの可触金属部分で、絶縁破壊した場合に充電部となるおそれがある部分は、恒久的で確実な方法で保護接地端子、保護接地接触子、又は保護接地用口出し線に接続しなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-1:2021

規格名：照明器具－第一部：安全性要求事項通則

				箇条 8 8.2 8.2.4 箇条 10 10.3	箇条 8 感電に対する保護 8.2 感電に対する保護 8.2.4 電源コード及び差込みプラグで電源と接続する移動灯器具は、支持面とは無関係に感電に対する保護を施さなければならない。 箇条 10 絶縁抵抗、耐電圧、接触電流及び保護導体電流 10.3 接触電流、保護導体電流及び電気やけど 照明器具の通常の動作状態で生じる接触電流又は保護導体電流を測定したとき、規定の値以下でなければならない。	
第 八 条	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	■該当 □非該当	箇条 4 4.31.0A 箇条 10 10.2 10.2.0A 箇条 11 11.2	箇条 4 構造 4.31.0A 一般 低電圧（LV）電源などの回路と、低電圧（LV）電源から絶縁する回路を使用する照明器具とを絶縁するための、変圧器又は制御装置を内蔵する照明器具は、回路相互間及びそれらの回路と外部の可触導電部との間を、適正に絶縁しなければならない。 箇条 10 絶縁抵抗、耐電圧、接触電流及び保護導体電流 10.2 絶縁抵抗及び耐電圧 10.2.0A 照明器具の絶縁抵抗及び耐電圧は、適切でなければならない。 箇条 11 沿面距離及び空間距離 11.2 沿面距離及び空間距離	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-1:2021

規格名：照明器具－第一部：安全性要求事項通則

				11.2.1	11.2.1 沿面距離及び空間距離は、規定の値以上でなければならない。	
第 九 条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	箇条 4 4.15 4.15.1 4.15.2	箇条 4 構造 4.15 可炎性材料 4.15.1 絶縁機能をもたず、規定のグローワイヤ試験に耐えないカバー、セードなどの可炎性材料の部分は、その着火温度に上昇させる可能性がある照明器具の発熱部から十分に離さなければならない。 4.15.2 熱可塑性樹脂材料で作った照明器具は、通常の使用状態に取り付けたとき、危険がないように安定器又は変圧器及び電子装置の故障状態で生じる温度上昇に耐えなければならない。	
第 十 条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	箇条 4 4.16 4.16.2 箇条 12 12.4 12.4.40A	箇条 4 構造 4.16 可燃材料表面へ取り付ける照明器具 4.16.2 照明器具は、照明器具の取付面の温度を安全な値に制限するために、温度感知制御素子を組み込まなければならない。 箇条 12 耐久性試験及び温度試験 12.4 温度試験（通常動作） 12.4.40A 一般通常の使用を代表する状態で、照明器具の各部分（光源を含む。）、照明器具内部の電源電線及び照明器具の取付面に安全性を損なう温度上昇があってはならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-1:2021

規格名：照明器具－第一部：安全性要求事項通則

第 十 一 条 第 1 項	機械的危険源 による危害の 防止	電気用品には、それ自体が有する不安定性 による転倒、可動部又は鋭利な角への接触 等によって人体に危害を及ぼし、又は物件 に損傷を与えるおそれがないように、適切 な設計その他の措置が講じられるものとす る。	■該当 □非該当	箇条 4 4.3 4.25	箇条 4 構造 4.3 電線経路 電線は滑らかな経路に配し、シャープエッジ・ばり・鋸ばりなどから電線の絶縁被覆が損傷を受けないようになっていなければならない。 4.25 機械的危険箇所 照明器具は、取付け施工中、通常使用時又は保守のときに、使用者が危険になるような鋭利な突起又はエッジがあってはならない。	
第 十 一 条 第 2 項	機械的危険源 による危害の 防止	2 電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	箇条 4 4.9 4.9.2 4.12 4.12.1 4.12.4 4.14 4.14.5	箇条 4 構造 4.9 絶縁ライニング（裏打ち）及びスリーブ 4.9.2 絶縁ライニング、スリーブ及び類似の部分は、適切な機械的強度をもたなければならない。 4.12 ねじ、機械的接続及びグランド 4.12.1 故障すると照明器具が安全性を損なう部分に使用するねじ及び機械的接続部は、通常の使用時に生じる機械的ストレスに耐えなければならない。 4.12.4 接続部は、通常の使用中に起こるねじれ、曲げ応力、振動などで緩みが生じてはならない。 4.14 つり具、固定部及び調節手段 4.14.5 可とうコード用のガイド付きプーリは、極端な曲げによってコードを損傷しないような寸法でなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-1:2021

規格名：照明器具－第一部：安全性要求事項通則

				箇条 15 15.3 15.3.9	箇条 15 ねじなし端子及び電氣的接続 15.3 一般的要求事項 15.3.9 端子及び接続器は、通常使用で起こる機械的ストレスに耐えなければならない。	
第 十 二 条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当 □非該当	箇条 0 0.3 0.3.1	箇条 0 総則 0.3 一般的要求事項 0.3.1 照明器具は、通常の使用時に安全に機能し、人及び周囲に危険を引き起こさないように、設計及び製造をしなければならない。	
第 十 三 条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	■該当 □非該当	箇条 4 4.24 4.24.1 4.24.2	箇条 4 構造 4.24 光生物学的危険 4.24.1 紫外放射 ハロゲン電球及びメタルハライドランプを使用するよう設計した照明器具は、それらのランプを使用したときに、過度の紫外放射をしてはならない。 4.24.2 青色光による網膜傷害 定着灯器具、規定する電源コンセント取付形常夜灯、移動灯器具等は、定める距離条件においてリスクグループが RG1 を超えてはならない。	
第 十 四 条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応	■該当 □非該当	箇条 0 0.3.1	箇条 0 総則 0.3.1 照明器具は、通常の使用時に安全に機能し、人及び周囲に危険を引き起こさないように、設計及び製造をしなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-1:2021

規格名：照明器具－第一部：安全性要求事項通則

		じて適切な表示をされているものとする。				
第 十 五 条 第 1 項	始動、再始動 及び停止によ る危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危 害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそ れがないものとする。	☐ 該当 ☒ 非該当	—	—	一般的に、不意 な始動によって 人体に危害を及 ぼし又は物件に 損傷を与えるお それがないた め、非該当が妥 当と考える。
第 十 五 条 第 2 項	始動、再始動 及び停止によ る危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したと きは、再始動によって人体に危害を及ぼし、 又は物件に損傷を与えるおそれがないもの とする。	☐ 該当 ☒ 非該当	—	—	一般的に、不意 な再始動によっ て人体に危害を 及ぼし又は物件 に損傷を与える おそれがないた め、非該当が妥 当と考える。
第 十 五 条 第 3 項	始動、再始動 及び停止によ る危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人 体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与え るおそれがないものとする。	☐ 該当 ☒ 非該当	—	—	一般的に、不意 な停止によって 人体に危害を及 ぼし又は物件に 損傷を与えるお それがないた

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-1:2021

規格名：照明器具－第一部：安全性要求事項通則

						め、非該当が妥当と考える。
第 十 六 条	保護協調及び 組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	■該当 □非該当	箇条 5 5.3 5.3.1	箇条 5 外部及び内部配線 5.3 内部配線 5.3.1 内部配線は、通常使用中の電力を取り扱うことができる適切な種類及びサイズの導体を使用しなければならない。	
第 十 七 条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	■該当 □非該当	箇条 0 0.3 0.3.1 箇条 11 11.2.1	箇条 0 総則 0.3 一般的要求事項 0.3.1 照明器具は、通常の使用時に安全に機能し、人及び周囲に危険を引き起こさないように、設計及び製造をしなければならない。 箇条 11 沿面距離及び空間距離 11.2.1 一般 沿面距離及び空間距離は、イグニッションパルス電圧に応じた規定に示す値以上でなければならない。	
第 十 八 条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	■該当 □非該当	—	—	J55015 等の別規格で規定されている。
第 十 九 条	表示等（一般）	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年	■該当 □非該当	箇条 3 3.1	箇条 3 表示 3.1 総則	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-1:2021

規格名：照明器具－第一部：安全性要求事項通則

		法律第百四号) によるものを除く。) を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。		3.2 3.2.0A	安全に関する記載指示は、当該器具を取り付ける国の公用語で記載しなければならない。 3.2 照明器具の表示 3.2.0A 一般 照明器具には、規定の情報を容易に消えない方法で明瞭に表示しなければならない。	
第 二 十 条 第 1 号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。 一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限り、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。） (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。	☐ 該当 ☒ 非該当	—	—	—

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-1:2021

規格名：照明器具－第一部：安全性要求事項通則

第 二 十 条 第 2 号	表示等（長期 使用製品安全 表示制度によ る表示）	二 電気冷房機（産業用のものを除く。）機 器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、 かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事 項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用す ると、経年劣化による発火、けが等の事故に 至るおそれがある旨。	☐ 該当 ☒ 非該当	—	—	—
第 二 十 条 第 3 号	表示等（長期 使用製品安全 表示制度によ る表示）	三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置 を有するものを除く。）及び電気脱水機（電 気洗濯機と一体となっているものに限り、 産業用のものを除く。） 機器本体の見やす い箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消 えない方法で、次に掲げる事項を表示する こと。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用す ると、経年劣化による発火、けが等の事故に 至るおそれがある旨。	☐ 該当 ☒ 非該当	—	—	—
第 二 十 条 第 4 号	表示等（長期 使用製品安全	四 テレビジョン受信機（ブラウン管のもの に限り、産業用のものを除く。） 機器本体	☐ 該当 ☒ 非該当	—	—	—

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-1:2021

規格名：照明器具－第一部：安全性要求事項通則

	表示制度による表示)	の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。				
--	------------	---	--	--	--	--